

臼杵市企業立地助成金 (臼杵市企業立地促進条例)



本市における企業の立地を促進し、必要な助成措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内における事業者が行う設備投資等について助成します。

適用要件

【対象事業者】

製造業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、旅館・ホテル業、結婚式場業及び電気・ガス・熱供給業等を営む法人、個人、事業協同組合、協業組合

要件	新 設	増 設
投資額	設備投資額と用地取得費の合計が5,000万円を超える	設備投資額と用地取得費の合計が2,700万円を超える
新規雇用者	3人以上 (事業家賃助成金・社宅整備助成金は除く)	1人以上 (事業家賃助成金・社宅整備助成金は除く)

助成内容

対象経費区分			限度額
立地促進支援助成金	設備投資助成金	設備投資額の10%	2,000万円
	用地取得助成金	用地取得費の50%	1,000万円
	雇用促進助成金	1人につき30万円	1,000万円
	転入奨励助成金	1世帯につき30万円	1,000万円
事業所家賃助成金	事業所家賃の30%(3年間)		300万円/1年間
社宅整備助成金	整備費の10%		1,000万円

〔備考〕

- ・助成金の合計が1,000万円を超える場合は、1,000万円/年を限度として複数年度に分割して交付します。
- ・「立地促進支援助成金」「事業所家賃助成金」「社宅整備助成金」はそれぞれ、交付決定を受けた年度の末日から2年間申請をすることはできません。※助成金の交付決定は予算の範囲内で行います。

申請方法

以下の書類を揃えて、**工事着工前に**市の指定を受けてください。なお、**申請には事前相談が必要**ですので、事業内容がわかる書類を持って事前相談にお越しください。

- ☐ 指定事業者指定申請書(様式第1号)
- ☐ 定款の写し又はこれに代わるもの
- ☐ 商業登記簿本又は登記事項証明書
- ☐ 事業計画書(図面等を含む)
- ☐ 土地売買契約書(※)
- ☐ 工事請負契約書(※)
- ☐ 機械設備等売買契約書の写し(※)
- ☐ 賃貸借契約書の写し(※) (※)は、必要に応じてご提出いただく書類です。

〔申請期限〕

令和7年2月28日(金)

※申請には、事前相談の上、上記までに申請書類を提出いただく必要があります。